# 一定の病気等に係る
# 医師による任意の届出制度

道路交通法の一部改正
H26．6．1施行

一定の病気等に罹っているドライバーを診察した医師は、自動車等の運転に支障があると思われる場合、診察結果を公安委員会へ任意に届け出ることができる制度です。

## 医師の任意の届出制度

平成25年6月の道路交通法改正により、一定の病気等のため運転に支障があると思われる患者を診察した医師による任意の届出制度を法律上に明記・公布(26.6.1施行)

○ 医師からの診察結果の届出
（道交法101条の6第1項）

○ 医師からの運転免許有無の確認
（道交法101条の6第2項）

○ 届出行為は守秘義務違反とならない
（道交法101条の6第3項）

## 制度の流れ

## ①　医師からの診察結果の届出

**患者の病状が運転に支障があると思われる場合、診察結果を公安委員会に任意に届け出ることができる**

**<窓口での届出>**
- **届出書に記載**

**<電話による届出>**
- **警察から届出書を郵送、記載し返送**
- **PDFデータでのメール送信も可**
- **ファクス不可→誤送信のおそれ**

**届出書の様式はこちら**

## ②　医師からの運転免許有無の確認

**届出を行う判断をするため必要があるときは免許の有無を公安委員会に確認できる**

**<窓口での確認要求>**
- **確認要求書に記載**

**<電話による確認要求>**
- **警察から確認要求書を郵送、記載し返送**
- **PDFデータでのメール送信も可**
- **ファクス不可→誤送信のおそれ**

**<回答>**
- **公安委員会から配達記録等で郵送**

**確認要求書の様式はこちら**

A.
〇医師と患者の信頼関係を尊重します。
〇届出はあくまでも任意です。
〇届出は守秘義務違反となりません。
（道路交通法第101条の6第3項）

Q.
届出をしなかったことで責任を問われますか。

A.
届出をしても、届出をしなくても刑事責任は問われません。

**届出等に関する問合せ先**
岩手県警察本部交通部運転免許課・適性検査係
電話　０１９（６０６）１２５１（代）

【一定の病気等とは】

１　統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる症状を呈しないものを除く。）
２　てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害及び運動障害がもたらされないもの並びに発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
３　再発性の失神（脳全体の虚血により一過性の障害をもたらす病気であって、発作が再発するおそれがあるものをいう。）
４　無自覚性の低血糖症（人為的に血糖を調節することができるものを除く。）
５　そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなる症状を呈しないものを除く。）
６　重度の眠気の症状を呈する睡眠障害
７　１から６までに掲げるもののほか、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気
・　その他精神障害（急性一過性精神病性障害、持続性妄想性障害等）
・　脳卒中（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血、一過性脳虚血発作等）
・　その他
８　認知症